## 第1回長野県湖沼類型指定見直し専門委員会における指摘事項と対応

No.	指摘 No.	主な発言	当日の回答	対応
1	5	(沖野委員長) ・類型区分の最初の決め方とそ の理由、状況はわかるか。	(水大気環境課) ・参考資料3が主要湖沼を 類型指定したS51年の資料 で、資料4にまとめてい る。利水状況で指定を説明 できる場合もあるが、全て の指定理由が明確にわか るわけではない。	・AA 類型指定の 4 湖沼 について、指定当時の 状況等を整理 (資料 1-2-8)
2	9	(高村委員) ・COD は長期データがあるが、窒素、燐は10年間のみで判断が難しい。特に木崎湖は、COD の上昇、窒素や燐の著しい下降等があり、長期的データが必要。 (高村委員) ・環境基準値は水深0.5mの測定値だが、温暖化により、深い湖は成層構造が効いてくる可能性がある。 ・琵琶湖は全層循環が止まる年があるが、仁科三湖も水深に判断することが必要。72ページをの底層溶存酸素を加味してジャの底層溶存酸素の時系列データがあればプロットしてほしい。(沖野委員長)・木崎湖は信大も調べており集	(水大気環境課) ・長期的なデータが見られるよう、全窒素・全燐も COD と同様のスケールでデータをお示ししたい。  (水大気環境課) ・深い湖での湖水の循環が温暖化に伴って変化している可能性はある。可能なデータは次回までに示したい。	・全窒素・全燐について、 類型指定から現在まで の経年変化をグラフで 整理(資料 1-2-3) ・溶存酸素及び COD の直 近 5 年間の経月変化を グラフで整理 (資料 1-2-5)
3	10	めるようお願いする。 (沖野委員長) ・類型指定以降の湖沼周辺の社 会的な状況の変化はわかるか。 例えば丸池は観光施設の影響で 水質が悪かったが、今は排水処 理施設が整備されていると思わ れる。湖沼の汚濁負荷がどう軽 減したか、次回までに概略で構 わないので整理してほしい。	(水大気環境課) ・湖沼ごとの汚濁負荷状況 について、類型指定当時 と、現在の状況、将来見込 みのデータ等を可能な限 りお示ししたい。	・湖沼別の排水処理状況、流域の汚水処理人口普及率とCODの経年変化をデータ整理(資料1-2-7)・類型指定当時からの湖沼別の水質のトレンドと将来水質予測データを整理(資料1-2-6、資

No.	指摘	主な発言	当日の回答	対応
	No.	(髙村委員) ・利用だけでなく、水質の変化要因や周辺の状況といった情報も考える上で必要なため、データとしてまとめてほしい。		料 3、参考資料 4)
4	11	(酒井委員) ・木崎湖のグラフについて、R2、R3 の下降と表のデータが不整合。グラフの最大最小の凡例もおかしいため確認してほしい。	(水大気環境課) ・表のデータが正しいと思うが、もう一度確認して正確な形でお示ししたい。	・指摘箇所を修正 (資料 1-2-2)
5	12	(酒井委員) ・達成期間の見直しは、直近 10 年間の水質の状況、現状のトレンド等から判断するとの説明だが、ハの場合は、イとロの両方の可能性があるが、どう判断するのか。	(水大気環境課) ・見直し対象と判断いただければ、次回検討させていただきたい。 ・考え方としては、現状で基準を達成していれば、イの直ちに達成の区分になる。直近 10 年で例えば5年以上達成していると口にするかイにするかは、次回議論いただきたい。	・見直しの考え方と検討 結果を記載(資料 2、資 料 3、資料 4)
6	13	(酒井委員) ・全燐、全窒素に関して、類型指定要件3つあるいは2つの判断となっているが、全部を満たしている場合のみを見直しの対象と判断したのはなぜか。	(水大気環境課) ・全燐の類型指定の3つの 要件のうち、滞留時間は4 日以上に該当しない。 ・湖沼の全窒素及び全燐の 環境基準の多数型指定はのの環境基準プランクトおおででは増殖ができます。 とでは増殖ができませいではあるがある。 とれているがある。 という方がある準のというがある。 という方にしていれば、というではない。 ・の必留時間はどればが、基準ではなく、地断の余地はある。	・に準汚にの要な在水制らせ③こ当と(解れてさ削源の汚定規が、で規とすす資料はれが、のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

No.	指摘 No.	主な発言	当日の回答	対応
			・全窒素は、全燐の基準が 適用される湖沼で、かつ N/P 比と全燐濃度という2 つの要件が明確に規定されているため、この2つに 該当しない限りは指定対象にはならない。	
7	15	(宮原委員) ・表3のT-Nの類型I (青木湖、野尻湖)、II (中綱湖、木崎湖) の基準値が燐の基準値になっている。評価は正しい基準でしているか。	(水大気環境課) ・ご指摘のとおり誤りであり、修正する。全窒素年平均の環境基準達成状況は正しい基準で評価している。	・該当箇所を修正 (資料 1-2-2)
8	17	(宮原委員) ・CODでは、青木湖、中綱湖、木 崎湖はAAのかなり厳しいところ で設定されており、基準がクリアできておらず、そのからという考えを見直するという考えを見直するという考えが、そもそもこれらがし、 ・一方で、そもそもこれらがし、 類型を考えていないおいると判断しやすい。	(水大気環境課) ・今回の整理では、類型 指定当時からの利水状況 の変更の有無で見直し対 象とするかを判断してお り、類型指定当時の状況 にはあまり踏み込んでい ない。	・AA 類型指定の 4 湖沼について、指定当時の水質等を整理 (資料 1-2-8、資料 2、参 考資料 2)

No.	指摘 No.	主な発言	当日の回答	対応
9	19	(朴委員) ・滞留時間について、諏訪湖の最大水深が7.2mになっているが浅くなっているところもある。 ・丸池は、昔は富栄養化したところだが、下水道への切り替えでよくなっている。水理学的な滞留時間の変化などがあれば、議論しやすいと感じる。	(水大気環境課) ・資料3-1でお示ししている各湖沼の緒元では、例えば流域の下水道普及率など、できるだけ最新のデータを反映させているが、滞留時間など確認できるところは再度チェックする。	・滞留時間については、 可能な範囲で最新データであることを確認 ・丸池の汚濁負荷、排出 源対策状況は類型指定 見直し案のとおり(参考 資料5)
10	20	(髙村委員) ・底層溶存酸素の扱いは、諏訪湖以外の湖は今後どうなるか。底層酸素の問題は、特に深い湖だと気象条件等の変化が大きく影響するため、なるべくモニタリングができるような体制を作れれば、今後に繋がると思う。	(水大気環境課) ・諏訪湖は第8期水質保全計画の中で、底層溶存酸素の類型当てはめを進めているが、県内の他の湖沼については今のところ予定はない。・県の常時監視では、諏訪湖のほかに湖心で測定している野尻湖と木崎湖(4月から11月まで)は下層の溶存酸素も測定しているっため、そのデータをお示しすることは可能である。	・湖心測定湖沼(諏訪湖・ 木崎湖・野尻湖) につい て、溶存酸素及び COD の 直近 5 年間分の経月変 化をグラフで整理 (資料 1-2-5)
11	21	(小松委員) ・野尻湖の利用目的の水産に関して、当時は2級だったのが、今は1級になっているということであれば、AAのままになるのではないか。	(水大気環境課) ・参考資料2に利用目的 に関して中間審で議論し た内容が記載してあり、	類型指定見直し案のとおり(資料3、資料4)

No.	指摘	主な発言	当日の回答	対応
	No.			
		(小松委員)	(水大気環境課)	類型指定見直し案のと
		・野尻湖の全窒素について。野尻	・自然環境保全は非常にあ	おり(資料3、資料4)
		湖の現状を見ればⅡ類型として	いまいな概念で、ここをど	
		良いかと思う。野尻湖だけでな	う捉えるか検討の余地が	
		く青木湖も水産1種になってい	あるため、次回以降でその	
12	22	るため、どちらもⅡ類型にでき	辺りも含めて議論してい	
		る。	ただく必要があると考え	
		<ul><li>しかし、資料2の窒素、燐のI</li></ul>	ている。	
		類型のところに「自然環境保全」		
		と書かれており、これはどう解		
		釈すればいいのか。		
		(髙村委員)	(水大気環境課)	諏訪湖、木崎湖、野尻湖
		・自然環境保全というのは、透明	・透明度は湖心で採水して	の透明度の経年変化を
		度を指標にするのがいいかと思	いるところでは測定して	グラフ化(資料 1-2-4)
	23	う。透明度があって水が綺麗で	いる。諏訪湖では、わかり	
13		あれば、多少 COD が高くても、自	やすい指標ということで、	
10		然環境保全というクライテリア	透明度の目標値を定めて	
		には非常にあうと思う。透明度	県民の方にも積極的にお	
		は重要なデータであるため、可	知らせしている。次回に関	
		能な限りデータを提供してほし	連データとして提供でき	
		V) <sub>o</sub>	るようにしたい。	